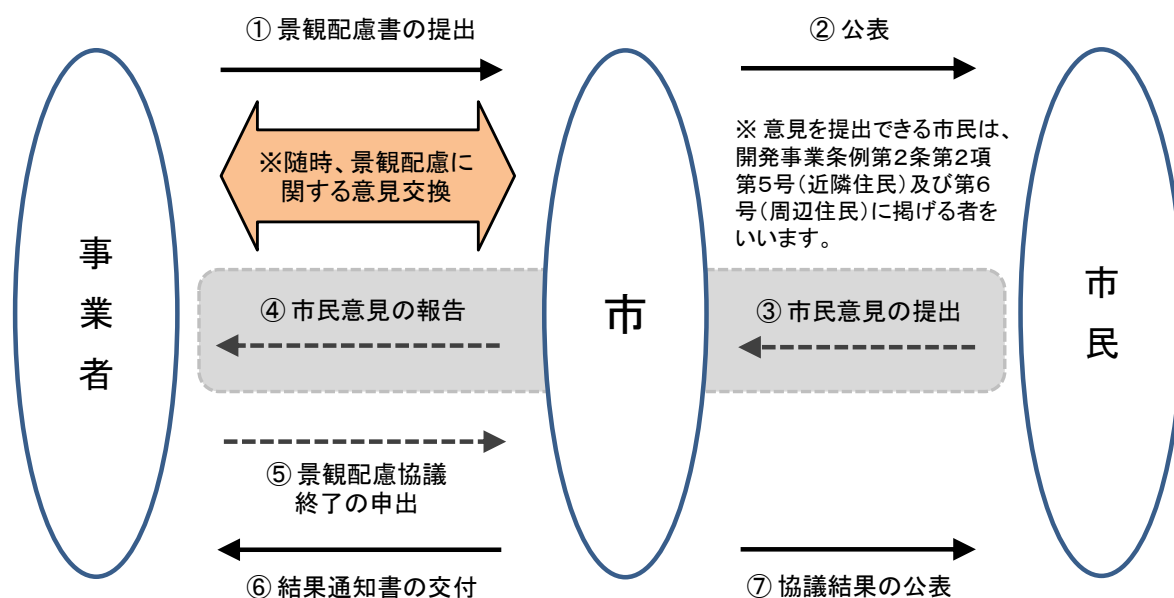


都市景観条例に基づく
計画段階の景観配慮協議

景観配慮協議は、事業者が事業を計画する段階における景観配慮の手法について、協議を行うものです。
この景観配慮協議を、事業者が景観法第16条に基づく届出及び第63条に基づく認定申請を行う前に行うことで、
景観法に基づく手続きの円滑な運用を図ります。



- ① 事業者は、事業の計画段階において、市に景観配慮書を提出します。
提出図書 ・景観配慮に関する事業者の見解書
・図面
景観配慮協議の対象は、資料3のとおりです。
- ② 市は、事業者から提出された景観配慮の見解書等をホームページ及び窓口で公表します。
公表対象の行為は、資料4のとおりです。
- ③ 市民は、公表開始から14日以内に、鎌倉市景観計画の観点から事業計画について意見を提出することができます。
- ④ 市は、市民から意見が提出された場合は、速やかに事業者に対しその内容を報告します。
- ⑤ 事業者は、景観配慮協議について、終了の申出を行うことができます。
- ⑥ 市は、景観配慮協議を終了した場合、事業者へ結果通知書を交付します。
※以下の場合、景観配慮協議を終了します。
・景観配慮協議が整った場合
・事業者が終了を申し出た場合
- ⑦ 結果通知書は、ホームページで公表します。
※その他事業者にも公表することで、これから鎌倉市で事業を行おうとする者に対し、事例紹介として情報提供を行います。

景観法 第16条の届出、第63条の認定申請